

県からのお知らせ

- ①高圧ガス保安法の主な制度改正
- ②電子申請・届出(Web)について
- ③その他



三重県防災対策部マスコットキャラクター
ひなもり そなえ(ひなもりん)



三重県防災対策部
マスコットキャラクター
なまず博士

三重県防災対策部

NEW マスコットキャラクター デビュー!

愛称「**ひなもりん**」

フルネーム

「**ひなもり そなえ**」

【名前の由来】

「**避難**行動により命を**守る**、
そのため災害が来る前に
備えておくことが大事」
というメッセージを込めました



はじめまして!

ひなもりん

って呼んでね

なまず博士に
憧れる子ども
(実は妖精!?)

★なまずモチーフ
の帽子・マント
・ぬいぐるみ

★なまず博士と
おそろいの
蝶ネクタイ

①高圧ガス保安法関係の主な制度改正(令和7年度)

(1)「冷凍保安規則」、「液化石油ガス保安規則」、「一般高圧ガス保安規則」、「コンビナート等保安規則」の省令の一部改正

【公布日:令和7年4月17日 施行日:令和7年4月18日】

○圧縮水素スタンドにおける常用圧力上限値等の見直し

○施設の異常の有無の点検に係る規定の見直し

⇒「日常点検」次ページで詳しく解説!

○ガスの種類や設備等の実態に応じた保安企画推進員の選任のための要件に係る措置

○高圧ガス保安法令その他法令との規定の整合・適正化等

①高圧ガス保安法関係の主な制度改正（令和7年度）

「日常点検」について

高圧ガス製造設備や消費設備の以下の日常点検について、

- ①使用開始時及び使用終了時に施設の異常有無の点検
- ②使用中に1日1回以上作動状況について点検

常態監視を行う場合の「点検頻度に関する記述」が削除された

ただし、通常の事業所は今までどおり日常点検（1日3回以上）が必要

※ 例示基準にしたがい、危害予防規程や社内規定により、日常点検の実施項目、実施内容、様式を定め、適切な点検を実施してください。

①高圧ガス保安法関係の主な制度改正(令和7年度)

(2)一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部改正

【公布日、施行日:令和7年11月11日】

①圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器や圧縮水素鉄道車両燃料装置用附属品にか

かる例示基準や解釈の追加

②溶接容器の肉厚等の例示基準の見直し

③圧縮水素スタンド等における使用可能な材料の追加

④圧縮水素スタンド等の離隔距離等の見直し

⑤液化ガスの定義の明確化

⇒「液化ガスの定義」に係る基本通達を改正!

⑥使用可能な温度計の明確化

三重県の運用に
影響します!

※ 詳しくは個別にお
問い合わせ下さい

「液化ガスの定義」に係る基本通達

高圧ガス保安法第2条

この法律で「高圧ガス」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 **かつ** **なら高圧ガス**

第3号

常用の温度において圧力が0.2MPa以上となる液化ガスであって**現にその圧力が0.2MPa以上であるもの**又は圧力が0.2MPaとなる場合の温度が35度以下である液化ガス

基本通達（法第2条関係）

「液化ガス」とは、現に液体であって、次の①又は②に掲げるものをいう。

- ① 大気圧下における沸点（当該液体が純物質か混合物かにかかわらず、当該液体の飽和蒸気圧（以下単に「蒸気圧」という。）が大気圧と等しくなる温度をいう。次の②において同じ。）が40℃以下のもの
- ② 大気圧下における沸点が40℃を超える液体が、その沸点以上かつ1MPa以上の状態にある場合のもの

「圧力」とは、次の①から③までに掲げるものとする。

②第3号の「常用の温度において圧力が0.2MPa以上となる液化ガス」中「**圧力**」とは、**液化ガスの蒸気圧をいう**。また、同号の「**現にその圧力が0.2MPa以上であるもの**」中「**圧力**」とは、**液化ガスが現に有している圧力**をいい、その圧力に到達するまでの手段（機械的加圧／加熱／化学反応／その他）は問わないこととする。

※ **常用の温度において圧力が0.2MPa以上となる液化ガス**部分の「圧力」を「液化ガスの蒸気圧」だと言いつつ、蒸気圧が0.2MPa未満となる液体は、高圧ガスの定義から外れることになった。（「であって」の部分の解釈は変わらず）

②電子申請・届出(Web)

- a) ほとんどの手続きがWebからできます。
- b) 手数料の支払いは、県証紙(郵送)と、クレジットカード払いが選べます。(クレカ払いはR6/2開始)

【クレジットカード払いの概要】

- ① 電子申請システムから、申請する。
- ② 県担当者が確認後、電子申請システムから「お支払いのご案内」メールが届く。
- ③ 電子申請システムで、クレジットカード情報(カード番号、セキュリティコード等)を入力して、支払う。

詳しくは、
「三重県 電子申請 支払い方法」
で検索！

【注意1：支払方法による手続きの選択について】

手数料の支払い方法により、手続きごとにフォームが決まっています。
間違えた場合は、手続きをやり直す必要があります。

① 県証紙で支払う場合

⇒ (電子収納) の記載の「ない」手続きを選択

② クレジットカードで支払う場合

⇒ (電子収納) の記載の「ある」手続きを選択

電子申請画面 サンプル

①

【高圧ガス】製造施設等変更許可申請
(証紙収納)

受付開始日時 2024年03月29日00時00分
受付終了日時 随時

県証紙で
支払いの
場合

②

【高圧ガス】製造施設等変更許可申請
(電子収納)

電子決済必要

受付開始日時 2024年03月29日00時00分
受付終了日時 随時

クレジット
カードで支
払いの場合

操作時間を
延長する

配色を
変更する

AA

【注意2: 添付ファイルの最大容量について】

添付ファイルは、全文書を一括スキャンで「1ファイル」として構いません。

ただし、

電子申請の添付ファイルの最大容量は、ファイル1つあたり最大29MBで、合計で最大100MBです。

ファイル1つで30MBを超えるものは、分割して添付して下さい。

【注意3: ファイルの差し替えについて】

申請、届出等の後、当方で確認して「受理」が完了するまでは、ファイル差し替えを自由に行えますが、「受理」が完了してしまうと、差し替えができなくなります。差し替えが必要な場合は、ご連絡ください。

また、差し替える際は、rev2などとし、「ファイルごと」差し替えてください。

クレジット払いの場合、差替えは次ページの[資料提出フォーム](#)になります。

■ 【高圧ガス】 資料提出フォーム

・保安検査記録の提出、完成検査資料の提出、申請書類の差し替え書類、事前相談資料など、様々な資料のやり取りに使っていただける便利な電子申請のフォームを作成しました。

- ・保安検査記録
- ・完成検査資料
- ・申請書類の差し替え
- ・事前相談資料



【電子申請】 資料提出フォームは、こちら

【電子申請の新たなメニュー】
⇒法手続きにない資料、事前相談、差し替えなどに、自由に使用して頂けます。
ぜひ、ご利用ください。

http://apply.e-tumo.jp/pref-mie-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2541

【活用例】

- 保安検査当日に印刷し、県に出していた「保安検査記録」
- 完成検査当日に印刷し、県に出していた「完成検査資料」
- 申請書類の差し替え、容量が大きい事前相談資料 など

**電子化
100%**

②電子申請・届出(Web)

主な手続きの電子申請実績(R7年4月～R8年1月)

| 手続き名 | 総件数 | 電子申請件数 | 電子申請率 |
|----------|-----|--------|-------|
| 製造変更許可申請 | 108 | 55 | 50.9% |
| 製造軽微変更届 | 204 | 172 | 84.3% |
| 貯蔵軽微変更届 | 77 | 76 | 98.7% |
| 危害予防規定 | 8 | 4 | 50.0% |
| 総括者等選解任届 | 177 | 152 | 85.8% |
| 保安検査受検届 | 146 | 80 | 54.7% |
| 保安検査結果報告 | 146 | 108 | 73.9% |

電子申請(Web対応)手続き一覧

https://www.pref.mie.lg.jp/SHOBO/HP/hpg_elist.htm

※「三重県 高圧ガス 電子申請」で検索

クレジット払いも増えています！

②電子申請・届出(Web)

令和8年3月 手続き種類の制限撤廃

令和8年3月から「高圧ガス電子申請認証事業者」を廃止。
これまで、軽微変更や許可申請の電子手続きは、一定の事業者向けとして、制限をしてきましたが、今後は、どなたでも、全ての手続きを行えます。

電子申請のさらなる推進（電子化100%）を目指します

※既に取得済の方については、「高圧ガス電子申請認証事業者」アカウントも引き続き使用して頂けます。

③その他

高圧ガス保安メールマガジンの登録

配信登録は以下のURL、またはQRコードの「登録フォーム」からお願いします。
バックナンバーの閲覧、登録内容の変更、配信停止もここからできます。

https://www1.pref.mie.lg.jp/s_form/hipregas/

これまでの配信内容は、南海トラフ臨時情報、台風10号情報など緊急情報のほか、法令改正情報、事故情報、高圧ガス保安活動促進週間の関連情報を配信しました。

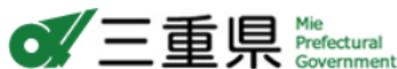


令和8年度以降の保安検査説明会のご案内は通知書の郵送を廃止し、「三重県HP」か「三重県高圧ガス保安メールマガジン」でののご案内とする予定ですので、第1種製造者の方は、この機会にメールマガジンの配信登録をお願いいたします。

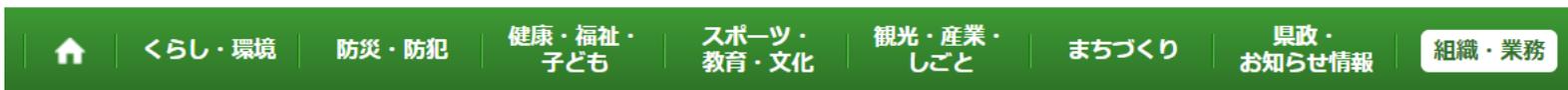


③その他

高圧ガス保安メールマガジンバックナンバー



サイト内検索 Google™カスタム検索 検索



現在位置: [トップページ](#) > [防災・防犯](#) > [防災・緊急情報](#) > [予防・保安 \(ガス・火薬・電気・危険物・石油コンビナート防災\)](#) > [高圧ガス・LPガス](#) > [三重県高圧ガス保安メールマガジン](#)
担当所属: [県庁の組織一覧](#) > [防災対策部](#) > [消防・保安課](#) > [予防・保安班](#)

- 予防・保安 (ガス・火薬・電気・危険物・石油コンビナート防災)
- 火薬・銃
- 危険物
- 高圧ガス・LPガス
- 電気工事士・電気工事業
- 防火管理
- 消防設備
- 総括
- 石油コンビナート防災

高圧ガス保安法関係

いいね! シェアする ポスト LINEで送る 印刷する

三重県高圧ガス保安メールマガジン

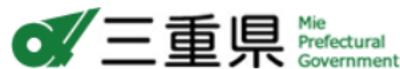
- メールマガジン購読希望の方は[こちら](#)
- [三重県高圧ガス保安メールマガジンNo.6 \(2025年02月03日\)](#)
- [三重県高圧ガス保安メールマガジンNo.5 \(2024年12月26日\)](#)
- [三重県高圧ガス保安メールマガジンNo.4 \(2024年09月24日\)](#)
- [三重県高圧ガス保安メールマガジンNo.3 \(2024年09月11日\)](#)
- [三重県高圧ガス保安メールマガジン号外 \(2024年08月23日\)](#)
- [三重県高圧ガス保安メールマガジンNo.2 \(2024年08月23日\)](#)
- [三重県高圧ガス保安メールマガジン号外「南海トラフ地震臨時情報」について \(2024年08月15日\)](#)
- [三重県高圧ガス保安メールマガジンNo.1 \(2024年07月17日\) 訂正号](#)
- [三重県高圧ガス保安メールマガジン号外「南海トラフ地震臨時情報」について \(2024年08月09日\) 訂正号](#)

※ 法令解説など、今後のメールマガジンでの配信希望のテーマやコンテンツがあれば、説明会アンケートのその他欄にご記載下さい。

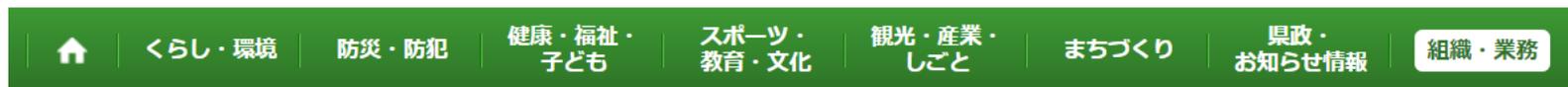
希望が多ければ、シリーズでの定期配信なども検討します。

③その他

各種法令手続きの案内(三重県WEBサイト)



サイト内検索 Google™ カスタム検索 検索



現在位置: トップページ > 防災・防犯 > 防災・緊急情報 > 予防・保安(ガス・火薬・電気・危険物・石油コンビナート防災) > 高圧ガス・LPガス
担当所属: 県庁の組織一覧 > 防災対策部 > 消防・保安課

- 予防・保安(ガス・火薬・電気・危険物・石油コンビナート防災)
- 火薬・銃
- 危険物
- 高圧ガス・LPガス
- 電気工事士・電気工事業
- 防火管理
- 消防設備
- 総括
- 石油コンビナート防災

いいね! シェアする ポスト LINEで送る 印刷する

高圧ガス・LPガス

- [高圧ガス、液化石油ガス等にかかる電子届出・申請の一覧 \(令和07年02月26日\)](#)
- [近年の高圧ガス・液化石油ガス事故の発生状況について \(令和07年02月12日\)](#)
- [液化石油ガス・保安機関の認定に関する手続き \(令和07年02月03日\)](#)
- [液化石油ガス・貯蔵施設、特定供給設備に関する手続き \(令和07年02月03日\)](#)
- [液化石油ガス・販売事業の登録に関する手続き \(令和07年02月03日\)](#)
- [令和6年度「高圧ガス製造事業者保安検査説明会」及び「コンプライアンス研修会」 \(令和06年12月26日\)](#)
- [LPガス運搬車の導入に係る申請手数料の誤徴収について \(令和06年12月14日\)](#)
- [高圧ガス容器検査所\(登録\)事業者一覧 \(令和06年10月01日\)](#)

コンテンツの内容

- ・ 製造関係手続き
- ・ 貯蔵関係手続き
- ・ 販売関係手続き
- ・ 消費関係手続き
- ・ 輸入関係手続き
- ・ 事故件数、事例等
- ・ ほか

※更新により表示順が変わります。最新が上にきます。

③その他

WEB相談、WEB会議

ZOOM、TEAMS等を活用したオンラインによる事前相談の対応も随時受付しますので、ご利用ください。

来庁して頂く案件と、WEBで相談する案件を上手に選択して頂き、ご希望の相談方法を選択してください。

※所属あて（shobo@pref.mie.lg.jpあて）の電子メールは確認するまでに時間を要することがあります。お急ぎの場合はメール送信した旨、お電話頂けると幸いです。

③その他

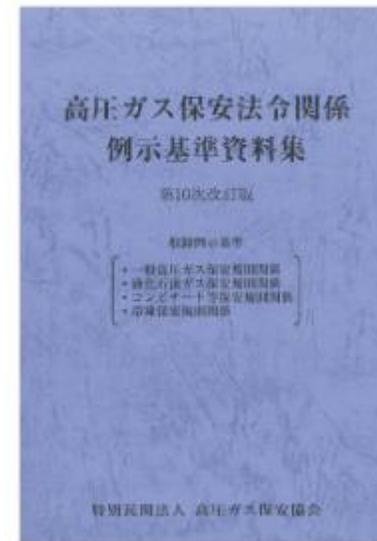
最低限、持っていて頂きたい資料(問い合わせ時、使用します)



高圧ガス保安法規集
(第22次改訂版)



高圧ガス保安法令関係通
達集(第3次改訂版)



高圧ガス保安法令関係
例示基準資料集(第
10次改訂版)

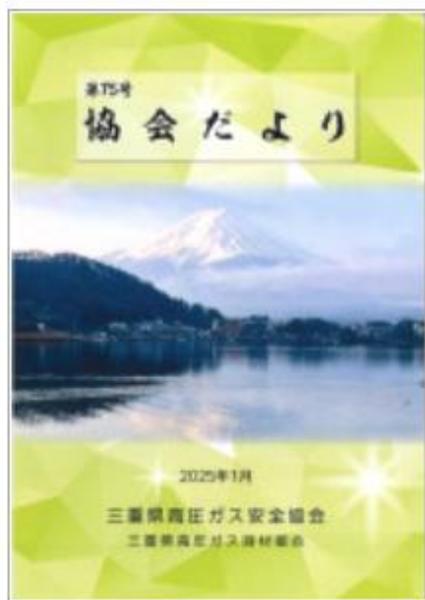
※三重県高圧ガス安全協会で販売中(059-346-1009)

会員は
1割引!

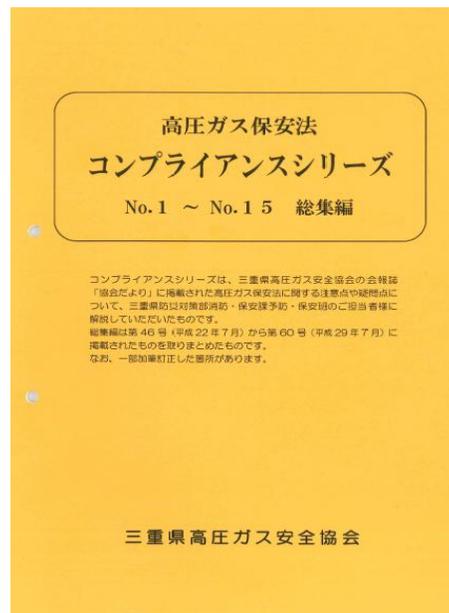
③その他

高圧ガス保安法コンプライアンスシリーズ(No.1～継続中)

三重県担当者が執筆、三重県高圧ガス安全協会が協会誌に掲載及びバックナンバー(1-15)を再販



協会だより WEB掲載中
(第75号 最新)



バックナンバー(1-15)
販売価格 1冊700円(会員500円)

※協会だよりは現在、
第65号～75号が閲覧可
コンプライアンスシリーズ
No.20～26が掲載
No.16～No.19の内容を知
りたい方は、協会へお問合せ
ください。

※三重県高圧ガス安全協会で販売中(059-346-1009)

③その他

高圧ガス保安法コンプライアンスシリーズ(No.1～継続中)

バックナンバー(1-15)のタイトル

| No. | タイトル | 掲載号(発行年月) | ページ |
|-----|--------------------------|---------------|-----|
| 1 | 「承継」それとも「許可」? | 第46号(平成22年7月) | 1 |
| 2 | 「承継」それとも「許可」?(その2) | 第47号(平成23年1月) | 3 |
| 3 | 『フレキシブルチューブ』に係る手続き | 第48号(平成23年7月) | 6 |
| 4 | 『安全弁の作動検査周期』 | 第49号(平成24年1月) | 10 |
| 5 | 変更工事を行った高圧ガス製造施設の使用開始の時期 | 第50号(平成24年7月) | 13 |
| 6 | 容器への高圧ガスの充てん | 第51号(平成25年1月) | 16 |
| 7 | 耐震設計が必要な塔槽類・配管 | 第52号(平成25年7月) | 20 |
| 8 | 重要度と耐震性能 | 第53号(平成26年1月) | 26 |
| 9 | 適用除外となる圧縮空気 | 第54号(平成26年7月) | 30 |
| 10 | 外径45mm未満の配管の変更工事に伴う耐震評価 | 第55号(平成27年1月) | 33 |
| 11 | 液化ガスと高圧ガス | 第56号(平成27年7月) | 35 |
| 12 | 製造、貯蔵、消費に係る手続き | 第57号(平成28年1月) | 41 |
| 13 | 付属冷凍設備に係る手続きは要注意!! | 第58号(平成28年7月) | 47 |
| 14 | フレキシブルチューブは全数耐圧試験が必要です | 第59号(平成29年1月) | 52 |
| 15 | 液化ガスと高圧ガス(その2) | 第60号(平成29年7月) | 55 |

※協会だよりは現在、第65号～75号が協会のWEBサイトで閲覧可。コンプライアンスシリーズNo.20～26が掲載されています。No.16～No.19の内容を知りたい方、協会へお問合せください。

※協会だより(バックナンバー)の在庫がある場合は、購入できます。

③その他

高圧ガス保安法の基礎シリーズ（KHKホームページに掲載）



文字サイズ 背景色

[採用情報](#) [ISO審査センター](#) [English](#)
[会員登録の変更はこちら](#)

[会員ログイン](#)

[お問合せ](#)



[協会案内](#)

[検査・認定等](#)

[資格試験・講習](#)

[技術基準作成](#)

[研究開発](#)

[出版物・情報提供](#)

[ホーム](#) > [出版物・情報提供](#) > [出版物・保安用品等](#) > [機関誌『高圧ガス』](#) > [高圧ガス保安法、液石法基礎シリーズ](#)

出版物・情報提供

出版物・保安用品等

▶ オンライン講習で使用するテキスト等のご案内

▶ 水素関連図書

▶ 法令・講習関係図書

高圧ガス保安法、液石法基礎シリーズ

機関誌『高圧ガス』のバックナンバーから会員でない方にも一部記事をご覧いただけます。現在は、高圧ガス保安法の基礎シリーズ、液化石油ガス法の基礎シリーズを掲載しております。

[ご利用条件について](#)

● [高圧ガス保安法の基礎シリーズ](#)

③その他

高圧ガス保安法の基礎シリーズ（KHKホームページに掲載）

- 第1回 [高圧ガス保安法と液化石油ガス法](#) 
掲載号：2017年8月号／鈴木則夫（高圧ガス保安協会）
- 第2回 [高圧ガス～「圧縮ガス」と「液化ガス」など](#) 
掲載号：2017年9月号／山本修一氏（元千葉県）
- 第3回 [高圧ガスの製造について（1）](#)  訂正箇所（図3）の詳細は、[こちら](#) |
掲載号：2017年10月号／山本修一氏（元千葉県）
- 第4回 [高圧ガスの製造について（2）](#) 
掲載号：2017年11月号／山本修一氏（元千葉県）
- 第5回 [第一種貯蔵所と第二種貯蔵所](#) 
掲載号：2017年12月号／中条孝之氏
（三重県防災対策部 消防・保安課 予防・保安班 専門主幹）
- 第6回 [高圧ガスの販売と貯蔵](#) 
掲載号：2018年1月号／鈴木則夫（高圧ガス保安協会）
- 第7回 [高圧ガスの輸入と移動](#) 
掲載号：2018年2月号／山田孝志氏（元岡山県）
- 第8回 [高圧ガスの貯蔵と消費](#) 
掲載号：2018年3月号／中条孝之氏
（三重県防災対策部 消防・保安課 予防・保安班 専門主幹）

※ 基礎的な内容がわかりやすく、掲載されています。

事業所における保安教育等にぜひご活用下さい。



※ 三重県職員も執筆しています。